

携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会（第5回）議事要旨

1. 日 時

平成26年2月4日（火）14時00分～15時00分

2. 場 所

総務省10階 第1会議室

3. 出席者（敬称略）：

（1）構成員：五十嵐 敦、内田 義昭、大橋 功、小舘 亮之（座長代理）、
寺家 克昌（代理：佐藤 美由紀）、関和 智弘、徳廣 清志、中村 光、西山 彰
（代理：福原 保）、森合 正典（代理：皆川 誠司）、山内 弘隆（座長）、山崎 亮

（2）総務省：富永 昌彦（電波部長）、布施田 英生（移動通信課長）、香月 健太郎（移動通信課推進官）

（3）事務局：総合通信基盤局電波部移動通信課

4. 配布資料

- 資料5-1 携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会 報告書（案）概要
 - 資料5-2 携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会 報告書（案）
 - 資料5-3 携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会 報告書（案）参考資料
 - 資料5-4 登録検査等事業者等制度における判定員等の資格要件の緩和に関する意見募集の結果について
- 参考資料 携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会（第4回）議事要旨

5. 議事要旨

（1）前回（第4回）の議事概要について

参考資料に基づき事務局から説明が行われた。

（2）議事

- ① 携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会 報告書（案）について
資料5-1、資料5-2及び資料5-3に基づき事務局から説明が行われた。
- ② 登録検査等事業者等制度における判定員等の資格要件の緩和に関する意見募集の結果について
資料5-4に基づき事務局から説明が行われた。
その後、報告書（案）等について自由討議が行われた。

(森合構成員 (皆川代理))

資料5-2の14ページ(イ)のユニバーサルサービス制度の適用の記載について、毎年、全国知事会及び全国都道府県情報管理主管課長会から、携帯電話の不感地域の解消策として、ユニバーサルサービス制度の適用について国に対して要望しており、前向きな内容に変更をお願いしたい。具体的には、過去の議論ではなく、若者など携帯電話しか持たない人が増えていることや普及率が高くなったこと等、時代の変化を考慮し、不感地域の問題を解決するための方策としてユニバーサルサービス制度の適用も有効な手段であることがうかがえるような内容に変更をお願いしたい。

なお、総務大臣が記者会見でユニバーサルサービス制度の見直しに言及されていたので、大変期待している。

(西山構成員 (福原代理))

携帯電話は、従来は普及途上のサービスということであったが、現在99.97%の人口カバー率となっており、固定電話の加入者数を遙かに上回っている。携帯電話の契約者数は日本全人口より多く、普及途上とは言えないと考える。携帯電話は固定電話と比べると、安否確認、緊急速報メール、インターネットラジオ等が利用でき、多機能でありニーズが強いことから、ユニバーサルサービス制度の記載については、否定的ではなく、情報通信審議会でも積極的に検討いただけるように本研究会からの要望を記載いただきたい。

(寺家構成員 (佐藤代理))

藤井構成員のコメントは、ユニバーサルサービス制度の適用には、種々の条件があり検討が非常に困難だという意味であり、否定するものではないと考える。過去の情報通信審議会において議論された内容が記載されているが、その当時とは状況が変化しているため、過去の状況を記載する必要はないのではないかと。

(徳廣構成員)

ユニバーサルサービス制度の適用により、全てが解決するものではないと考える。現行のユニバーサルサービス制度については、NTT東西が年間多額の赤字を抱えながら維持している。携帯電話に適用する場合、誰が費用負担するのかという課題がある。また、携帯電話にユニバーサルサービス制度の適用を義務づけている国はなく、既存の固定電話サービスの撤退を防御するための制度として導入されていると認識している。携帯電話の利用者数が大幅に増え、機能的にも便利というのは御指摘のとおりであるが、携帯電話にユニバーサルサービスが適用されることで、費用負担の問題も含めて全て解決するものではない。今後、情報通信審議会の中で議論されるようなので、そちらで議論していただければと思う。

(総務省)

報告書案については、これまでの本研究会での議論を反映し作成したところである。以前、ユニバーサルサービス制度に関する御意見があった際、本研究会はユニバーサルサービス制度を議論する場ではないことを確認しており、これまでの議論に沿った報告書案になっていると認識している。

(山内座長)

報告書案のユニバーサルサービス制度の適用の部分には、1段落目に自治体構成員からの御意見が、2段落目及び3段落目に現行のユニバーサルサービス制度の議論の事実関係が、4段落目に情報通信審議会へ諮問され新しい議論の場ができたという現状が記載されている。必ずしも否定している内容ではないと考える。

(五十嵐構成員)

双方の意見がある中で、片方の意見だけを採用することはできない。ユニバーサルサービス制度の適用を推進する意見は記載しており、ユニバーサルサービス制度を適用する場合において、費用負担の問題や既存の固定電話との関係、複数の携帯電話事業者の関係等、どのような形で制度の適用を考えていくのか、様々な検討事項があり、ユニバーサルサービス制度が有効な方策と報告書に明記することは誤解を生んでしまう可能性があると考えます。

(小館座長代理)

本報告書を読んだ人がユニバーサルサービス制度の現状を正しく理解できるようにした方が良く考える。実際にユニバーサルサービス制度を適用する場合には様々な問題点があり、その議論は然るべき場で行われるといった内容を若干追記した方が良くはないか。

(大橋構成員)

ユニバーサルサービス制度は固定電話に適用されているため、携帯電話に対して適用する場合には、ゼロからの制度設計が必要と考える。現行のユニバーサルサービス制度では、1電話番号3円とNTT東西の費用負担がある。携帯電話の場合には、どのような制度が良いのか、然るべき場で検討し、その検討結果により進められていく方が良く考える。

(山内座長)

基本的に報告書案の内容で良いと思っているが、本日の議論の中で、他にも考慮すべき点があるのではないかと意見やもう少し説明を加えたら良いのではないかと意見があったので、その点を考慮し修正させていただきたいと思う。

(西山構成員(福原代理))

資料5-2の10ページ(2)具体的推進方策の国の役割の記載部分に「不採算が見込まれる地域における基地局整備が事業者の社会貢献として評価される仕組みについて検討」というのを追加いただいた。趣旨としては、報道によると、携帯電話事業者の平成25年度上半期の営業利益が数千億円にも上るとのことであるが、携帯電話事業者からは、1基地局あたり年間30万円程度の保守管理経費が不採算となるため整備できないと断られることがあり、社会貢献する姿勢がないと感じる。ユニバーサルサービス制度の適用を進めていけば良いが、難しい状況の中で、不採算であっても努力して基地局整備を進める携帯電話事業者を社会貢献として評価する仕組みが必要なのではないかと考える。携帯電話事業者においては数千億円の営業利益が出ているにもかかわらず、不採算のために整備できないというのは、余りにも国民感情からかけ離

れているのではないかと考え、追加をお願いしたものである。

(山崎構成員)

小さな企業を営んでいる身としては、数千億円の利益は大きな金額と感じる。企業では様々な社会貢献の方法があると思うが、本業である携帯電話の基地局整備が社会貢献としての評価につながるのであれば、経営判断としても不感地域の基地局整備にもう少し踏み込もうという後押しになるのではないかと感じた。

(寺家構成員 (佐藤代理))

報告書案の整備方針には、居住地域と非居住地域では居住地域を優先すると明記されており、一般的に居住地域を優先すると理解しているが、非居住地域である新幹線トンネルについても具体的な地域からの要望等の実情を踏まえた上で整備を進めていただきたいと考える。

(山内座長)

本日の議論を踏まえ、事務局で更に整理をお願いしたい。意見がある場合には、2月5日の17時までには事務局へ御連絡ください。今後の調整については、座長に一任とさせていただきますが、よろしいか。

(「異議なし」の声あり)

③ その他

事務局から報告書案に対する意見募集について2月12日(水)から3月5日(水)まで行う予定の旨、次回会合の日程について3月18日(火)16時から開催する旨、周知された。

以上